

重点事項推進WG 横断的制度分野担当SW 第2回会合
議事録（経済産業省ヒアリング）

- 1．日時：平成18年3月27日（月）15:00～15:45
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第4会議室
- 3．項目：一定期間経過後の規制の見直し基準の策定
・輸出貿易管理令
- 4．出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原主査、黒川委員、安念専門委員、大橋専門委員、
山本専門委員
経済産業省
貿易経済協力局 貿易管理課長 宮下 英治
(以下「宮下貿易管理課長」という)
安全保障貿易管理課長 井上 究
(以下「井上安全保障貿易管理課長」という)

原主査 お待たせいたしました。よろしくお願いいたします。

今日は、45分という時間を予定しておりまして、こちらから前もって質問を差し上げておりますので、15分御説明いただいて、それから30分意見交換をさせていただけたらと思います。

まず法律とか政令自体とかの基本的なものを御説明いただいて、それからこちらの質問に答える形で御説明いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

宮下貿易管理課長 それでは、説明を始めさせていただきます。

まず、御承知かとは思いますが、私、貿易管理課長の宮下と申しまして、こちらは安全保障貿易管理課長の井上でございます。やや課の名前が似たような名前だということもありますが、これが実は所管にも関わってまいります。

まずは、この調査票から御説明申し上げますけれども、今、お話がありましたように、法の仕組みを簡単に御説明します。

まず、法律は外国為替及び外国貿易法という法律でございます。いわゆる外為法と略しております。外為法と略していますので、外為、つまり海外との為替取引です。その規制というイメージが、法律の省略名には出ておりますが、実はそうした為替の関係、つまりお金の送金関係でございますが、それから、今回、対象になっております輸出とか輸入とか貿易の関係とか、幾つかのそういった海外との取引につきまして水際で規制するという法律でございます。

外為法というのは、かつては日本の送金とか、お金にしる貿易にしる、原則規制というのが昭和 20 年代、まさにそういう形でやっていたわけですが、当然のことながら、この 10 年 20 年の間に日本の経済は開放経済に変わってきておりまして、原則自由ということで、法の目的自体も改正させていただいておりまして、原則自由の中で最小限の規制をするということが、この外為法の 1 条にもともとうたわれています。その精神に基づきまして、例えば輸出ということになってくるわけですが、

この外為法に基づきまして、輸出貿易管理令、略しまして輸出令と言っております政令でございますが、これによりまして、輸出というものの、日本から出ていくものを規制しております。

条文としては、その「3. 根拠法令」にあります 47 条、48 条というところでございます。

簡単に、イメージで申しますと、輸出令というところに別表というのが後ろにございまして、そこに短冊がございまして、これまでのものは経済産業省の許可が要る、あるいは承認がいるというふうに品物がずっと並んでおります。例えば、武器であるとか、ワシントン条約上の象牙であるとかそうしたものが並んでいて、こういうものを輸出したい人は経済産業省の承認を取らないといけないという仕組みでございます。

この票に沿って簡単に申し上げますと、まず、定期的見直し条項については、条項としてはございません。

その下の「定期的見直し条項がない場合 定期的見直しを行うことについての評価」でございますが、実は、先ほど申しましたように、私どもの規制は原則自由で、必要最小限のものということで、ここにあります条約等の国際約束の制定・改正等、国際約束に基づいて規制しているということがほとんどでございまして、したがって、国際約束自体が制定されたり、改正されたりということに応じて、むしろ、その都度、規制対象物資を見直さなければいけないということで、実は政令の改正を頻繁にやっております。後で資料をごらんいただきますが、そういうことで、既に事実上の定期的と申しますか、見直しはやらざるを得ないので、非常によくやっております。「必要性は低いものもあるが」と書いてございますが、ただ、見直しということは、私ども、むしろ原則自由という観点から常に考えていかななくてはならないと思っておりますので「今後、検討したい」と書かせていただきました。

「5. 過去の見直しの経緯」でございますが、それは後ほど、別添の 2 枚紙の方をごらんいただきまして、頻繁にやっているということなのですが、のところをごらんいただきまして、見直しの理由というところは、今、申しましたように、条約などの国際約束の制定やら改正やら、あるいは物資所管官庁からの規制についてのニーズでやっております。例えば、化学物質とかそういうものがありますが、そうしたものについて必要に応じて、その都度、規制対象物質の見直しを行っておりますし、見直

しの範囲も勿論、政令に限ることなく、その下の省令とか告示とかそういうものも、当然、一緒にやっているという形でございます。

それで、2枚紙を別添で付けさせていただきます、大体、今、言ったことが大ざっぱな話でございます、もう少し具体的に申し上げていきますと、この2枚紙「輸出貿易管理令に基づく輸出規制について」ということでございます。

1. ですが、ここに書いてございますように、最初に申し上げたとおり、貿易は原則自由という考えの下、大部分の貨物については自由に行うことができるというのが、今の日本の体制でございます。

ただし、この原則を踏まえ、我が国あるいは国際社会の平和・安全と、それから、我が国経済の健全な発展に寄与するという観点で、安全保障の観点、あるいは条約などの国際約束の履行ということで最小限の規制をやっておりまして、これをどういふふうに言うかはあれですが、ここの「参考」にあるように、一つの目安として見れば、輸出申告数というのは日本の輸出者が輸出しようとするときは、原則、すべて税関に対して申告していますので、それが年間1,354万件ございます。そのうち、私どもが輸出許可とか承認をしているものは2万件ということになってございます。

「2. 現行規制について」でございますが、実は2つの柱になってございます。井上と私が、今日来ているのに対応するのですが、まず(1)が許可に係らしめるものとして、実は安全保障上の輸出規制ということでございます。端的に言えば、武器というようなところになってくるわけです。

ここは、国際的な平和・安全ということで、国際輸出管理レジームというのがございまして、要は、沿革を申せば、かつてのココム規制というのがございました。共産圏に対して武器を一切売らないということでございます。国際的な冷戦下において、日本のそうした貿易政策ということをやっていたわけでございますが、冷戦が終わった後、御承知のように、9.11に象徴されますように、テロとかそうした国際的な、むしろ共産圏とかそういうことに限らない形でも国際的な、軍事的な不安定さというものが生じておりまして、国際的に関係国が集まりまして、武器などが不用意に輸出されないようにということで、国際的な約束をつくる場がございます。そこで、どういふものを各国とも輸出規制していくかということを実は合意しまして、それに基づきまして、輸出令で許可に係らしめているということをしてございます。

具体的に申しますと「規制対象」のところ「武器(1項)」と書いております。武器、原子力。原子力というのは、つまり核兵器に関わると。

3項は化学兵器・生物兵器です。

4項は、ミサイル。つまり、そうした大量破壊兵器を運ぶ道具です。

それから、5項以降が通常兵器関係。

そして、16項がキャッチオールということで、国際的な安全関係の規制はこのような形でやってございます。

(2)でございますが、承認に係らしめるものということで、一応、1項が許可で、こちらが承認ということでございますが、安全保障以外の国際約束というのがございます。例えば、ワシントン条約などになりますけれども、こういったものを規制しているのが、この(2)でございます。

規制の目的を、法律の文言をここに書き連ねてございますが、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、ないしは我が国が締結した条約その他の国際約束の履行のため、ないしは国際平和のための国際的な努力に寄与するため云々ありまして、最後の「又は我が国の平和及び安全の維持のために特に必要があるときに閣議決定により」と書いてございます。これは、いわゆる単独で経済制裁を外国に対してかけるとかと、いわゆる北朝鮮に対してという議論で出てきて、議員立法で改正された部分でございます。そうした規制でございます。

具体的には、でございますが、国際条約に係るものとして、ワシントン条約でございますが、よく御存じのところでは、象牙とかがいけないということでございますが、と同時に、ホシガメとかいろんな、マニアにとっては1匹何百万円するというような希少動物とかを密輸するという事件も後を絶たないわけですし、そうした関係、あるいは、バーゼル条約、これは有害廃棄物を国際的に輸出というか、ほかの国に勝手に行くことを止めるということでございます。とりわけ、先進国から途上国に対して有害廃棄物がどんどん輸出されるような事態にならないようにという趣旨から、国際的に条約がつくられてございます。

あと、でございますが、国内の需給逼迫回避、あるいは天然有限資源の保護という観点で、ここに魚粉とか配合飼料とかが書いてございますが、この辺は農水関係の話で、農水省さんの御要望で規制しているところでございますが、要は、魚粉とか配合飼料、つまり、農業のための原料となる飼料の国内での安定供給を図るために、不用意に輸出されますと飢餓輸出になりますので、その辺の需給調整のための規制ということがございます。

そのほか、日本の国宝とか、あるいは麻薬取締法に基づく麻薬とか、こうしたものが不用意に輸出されることは当然よろしくないもので、そうしたものが規制対象となっております。

「3. 規制の見直しについて」ですが「(1) 許可に係らしめるものについての見直し」については、今、申しましたように、国際輸出管理レジーム、国際的な議論をする場がございますので、そこの取決めに応じて規制しているわけですが、これは実は毎年、必ず総会がありまして、見直しがされてございます。それに応じて、毎年、見直しを行っているということでございます。

(2) ですが、それ以外の関係でも、条約の国際約束の制定・改正に応じて見直しを行っておりまして、実は、例えばワシントン条約のようなものにつきましても、大枠は勿論、今、既にできておりますが、国によってこうしたものを規制対象に追加し

てくれとか、あるいはこういう国がワシントン条約にちゃんと加盟したので、規制の仕方を変えるとかそういうような形の規制の変更というような、政令レベルあるいは省令レベルなどなど、非常に頻繁にございまして、見直しを行っているということでございます。

最後のページをお開きいただきますと、表がございまして、これは過去5年間の政令です。この輸出令だけについて見ますと、とりあえず、これぐらいの改正を、むしろ条約とか、それから、先ほどの安全保障の関係での国際レジームで、大体、規制品目を追加するということが多いのですけれども、そうした関係で、年間平均しても3~4件、4回の政令改正をしております。勿論、これに伴いまして、あるいはこれに伴わない形でいろいろ省令とか通達とかの変更も当然やっております。

更に、細かいことを申しますと、これ以外に毎年、政令改正を実はしております、これは財務省さんの関税定率法とか、関税法の改正、あれは予算関連法なので、毎年1回必ず変えておりまして、実は今国会でも、恐らく今週中に国会を通るであろうということでやってございしますが、そのたびにいろいろ細かい変更も当然生じてきておりまして、関税定率法を引いていた部分とか、我が政令の方もございまして、大方、毎年、その絡みでも政令改正は実は常に、技術的な話でございしますが、やっているというような形でございます。

とりあえず、以上でございまして。

原主査 ありがとうございます。大体、枠組みはわかったということでありましてけれども、法律の性格上、毎年、何らかの見直しは必ず入ってくるという構成になるということですね。

御質問ございますか。

どうぞ。

大橋専門委員 見直しに当たって、基準といいますか、そういうものは部内的に、あるいは何か通知・通達などで規定されているのでしょうか。例えば、決められた、これはこういう仕向国には向けないとか、こういう製品は許可に係らしめなさいとか、承認に係らしめなさいという規制があるわけですがけれども、その規制というのは状況によって絶えず変わってくるわけで、その状況の変化を踏まえて見直しをするわけですがけれども、その見直しに当たっては、こうこうこういう観点から見直しをするのですというような、それを私は基準と言っておりますけれども、見直しの基準的なものができているのかどうか。

あるいは、もう少し、そのことを別の言葉で言えば、見直しというのは、ある意味で自動的に決まってくるのか、それとも、そちらの方の恣意的な判断でやっているのかどうか。恣意的な判断に係らしめないためにも、ある程度、きちっとした客観的な、内部的な基準でもいいけれども、そういうもので見直しというのはすべきなのです。そういうものがあるのかどうかということ。

それから、もし、そういう客観的な、基準的なものがあるとしたら、そういうものはある程度、中立的、公正な機関である何とか審議会とかというようなところにかけて、その了解を受けた上で定められたものなのかどうか。その見直し基準というものの策定のプロセスについてお聞かせいただきたい。

宮下貿易管理課長 最初におっしゃったお話で、見直し基準であるのか、それとも、なくて、外的な形で決められるのかということですが、私の理解では、外為法というのは、私たちは貿易を管理する立場でありまして、個々の国際的なレジームで武器をどうするか、あるいは国際的にワシントン条約で決められているものをどうするかということは、実は日本国内というよりは国際的な場で決まってくる。それを、そうした条約とか国際約束を、この外為法でどう担保するべきかということで、勿論、法制局の御了解を得たりするわけですが、基本的にはそういう形で、外的にどういうものを規制するかというのは決まってくるというふうに考えてはおります。

したがって、見直しの基準と言われましても、それ自体は。

大橋専門委員 そういうものは公表しているのですか。外的な条件によって何を見直しするかというのが決まるというお話だったと思いますけれども、そういうものはある程度、紙か何かにして外部に公表しているのですか。

宮下貿易管理課長 というよりは、法律自体に国際的なそうした日本の約束を、例えばどう守るかということ。それで、まさに法律にそれが書いてあるわけで、それをどう担保するかということですので、条約が国際的にあって、それを日本として約束したからには日本としての責務として輸出規制をきちっとしなければいけないわけ。す。

その輸出規制については、要するに条約という形で世の中に出るわけですから、こういうものを規制すると。それで、日本はそれを批准し、締結していたということですので、それを受けた形で、外為法で規制しているというような形になります。

原主査 周りから決まってくるということですね。

井上安全保障貿易管理課長 こう申し上げるとおわかりいただけやすいかと思えますけれども、恣意性はありません。つまり、外生的に国際約束として成立したものを政令に直す、もしくはそれ以下の省令、告示に直すということでありませ。

基本的に、その合意の中身を引き写してることが、政令レベルですと大半です。それ以下の細かい話になりますと、その後、議場で起こった議論等を踏まえたものがありますが、これも別に我々が恣意的に選んでくるわけではなくて、その場の合意の内容を個別の政令に写すとかという形になります。

これが、基本的な我々の改正の視点であります。したがって、そういう文書を内部通達等で作っていることはありません。

ただ、これ以外に、例えば安全保障上で申し上げますと、武器の定義というのは、開闢以来と言うと若干語弊がありますが、50年ほど変えてございません。これは両方

向性がありまして、武器というものの定義を増やすということもしない代わりに、減らしもしないと。これは若干、政治的な、武器輸出三原則というものがあって、そこについては、本来、外為法の運用上の話だったのですが、政治的なニュアンスが付けられておりますので、そこは事務的にはいじらないということで、これは必ずしも国際約束と同じ形にはなっておりません。

ただ、逆に言いますと、武器以外でカバーできるところは、国際約束上、規制すべきものを1項の武器に書かないで、その他の項目の中で読めるようにしていくということによって、武器の定義を変えないで国際約束を守っていくと。こういう形をしております。

原主査 私からの追加の質問なのですが、確かに国際的な条約で決まったりすれば、周りから決まってきて、こちらに書き込むというふうになると思うのですが、例えば、武器の定義にしても、行政としては、これを武器というふうに考えていても、つい最近もありましたけれども、いろんな部品に分けて輸出してしまうと、それは武器なのか、そうでない単なる部品なのか。向こうで組み合わせれば武器ができ上がるというようなものは、その製品の中に幾つもあるわけですが、そうすると、輸出をしている事業者から、これは違うのではないかと、この範疇に入らないのではないかとというような申立てというのでしょうか、こういうものはいかがですか。

井上安全保障貿易管理課長 武器もしくは兵器関連のものについて、輸出事業者自身が判断がつかない場合は事前に相談をしていただくようお願いをしております、これは結構、御相談があります。

今、御指摘の、現地でアセンブルすることによって違うものになると。これは基本的には法律上、縛っておりません。ただ、それが意図されて分解される場合は法律の縛りにかかってまいります。つまり、単品で輸出しているだけの方は何ら違法ではないのですが、向こうでそれがあつものに合成されることを知っている場合は違法になる場合があります。

原主査 知っている場合は、ということになるわけですね。

井上安全保障貿易管理課長 それが自然であることを理解しているといえますか、例えば大量破壊兵器については、その開発のために輸出するものは、すべからずキャッチオール制度といって、その事実を知っていた場合は違法になります。ですから、部品とはいえ、この場合は、極端な例を言えば、原爆のプルトニウムを抽出するための装置の部品であるところの、もしくは、その原料をつくるための遠心分離機に使われるアルミニウムの缶という、こういうものは、実は単体で輸出しても、それがそういうものに使われると知っている場合には外為法違反になります。

ところが、逆にそれを知らないで普通に、アルミ缶などというものは普通の飲料水にだって何だって使うわけですから、そういうものとして輸出した場合には、それは違法ではありません。そういうものだと思って、そういう契約において輸出した場合

です。

大橋専門委員 さっきの井上さんの話で、私がピントが外れているのかもしれないけれども、ややおかしいと思ったのは、例えば、この許可に係らしめるものについての見直しというのが国際輸出管理レジームにおける取決めなどに基づいて毎年度やっていますということを書いてあるけれども、その見直しの手順だとか、作業の処理の仕方だとかというものをある程度きちっと、それなりに文書化して公にしておかないと、例えば、輸出管理レジームが変更になったと。だから、本来なら許可を承認に変えなければならないのだけれども、そちらの方の行政庁の裁量で、ある程度放っておくというようなことも考え方としてはあり得るので、そういうことを防ぐためにも、きちっとした見直しというのは、何について、いつまでに、どういう方法でやるのかということをしきりとした、一種のマニュアルと言うとおかしいけれども、そういうものをつくった上で、それを外部に公表して行うというのが行政のやり方としては適当なのではないかと思うのです。

それが無いというのだったら、私は、それは、ある意味ではあなた方の恣意的な判断によって規制の見直しというのが行われていると言われても、これはやむを得ないと私は思うのです。

井上安全保障貿易管理課長 ここで、あえて、そこだけに御反論を申し上げるつもりはないですけれども、我々、国際約束上の問題ですから、いついつまでに、この規制を入れなさいとか、期限が設定されていることもあります。普通、やめるときは即時に近いわけで、可及的に速やかでありますけれども。したがって、サボる、恣意的に時期を選ぶことは国際的にはほとんど不可能です。

それから、そういう合意ができたところで、それをどう導入するか。経過措置を付けるのか、付けないのか。若干、国際約束上も、国内法との整合性を見る期間が、経過措置を取る期間が認められております。したがって、そのときには当該規制を受ける業界との関係で御相談をしております。

その御相談の方法について明記すべきだとおっしゃられると、そうかもしれません。そこについては、別に今、ここで。

大橋専門委員 井上さんは、真面目にやっているからいいのです。井上さんのときはいいのですけれども、ある不真面目な課長さんが来て、サボるということも当然考え得るわけですから、それはきちっと書いておくべきなのです。

井上安全保障貿易管理課長 サボれないような仕組みだということを御説明したつもりだったのですが、、

鈴木主査 今の質問は、なるほど、対象品目については国際条約で決まる問題なのだから、これはいかんともしようもない問題ですし、それも3年ごとに必ず国際条約は変えるという問題でもないのですから、変わった都度の問題だと。それはわかりますけれども、それを申請したり、審査したり、それから、承認したりする、そういう

仕組みだとか手続という、そういう仕組みは見直す必要はありませんかという問題ではないかと思うのです。

経産省の方は、こここのところの「今後、検討したい」というのは、逆に言ったら、そういうことを検討したいというふうに、ここに書いておられるのではないかと私は理解したのです。

井上安全保障貿易管理課長 ですから、今、大橋先生が御指摘になった、手続について明確でないとおっしゃられる部分について明確にする意思是、我々も持っています。

鈴木主査 かつては、品目も秘密だったのでしょうか。今、品目は明示されているのですか。

井上安全保障貿易管理課長 はい。品目自体は政令、省令で明示をしております。

宮下貿易管理課長 外為法の整理として、かつても。

鈴木主査 かつては、だれも知らないし、持って行って、これはだめですと言われた時期がありました。なぜかといったら、これはさる国との関係があるからと言われた。そういう時期がありました。

宮下貿易管理課長 外為法で、恐らくだめだったと。

鈴木主査 外為ではなくて、輸出貿易管理令でそれは平気だけれども、これは私の記憶が違っているかもしれないけれども、どこの国に対するどういうものを禁制品にするかの取決めをしていること自体が秘密であると。そのような状況かなと。

井上安全保障貿易管理課長 今でも、どういう合意をしたかとか、どういう議論を経てそういう合意をしたかということは公式には非公開であります。ただ、結果において非公開という規制はできないので、それは明定をしております。

今、規制はすべて、共産圏ということではなくて、全世界、どの国も同じです。北朝鮮であろうが、アメリカであろうが、規制されているものは規制されております。同じレベルで規制をされております。

鈴木先生が御指摘のあれは、多分、こういうことだと思います。武器三原則は、最初、運用だと先ほど申し上げましたけれども、この当時は、武器三原則を国会で三木内閣、佐藤内閣が、三木内閣の前は佐藤内閣ですけれども、答弁として明らかにする前は運用でございましたので、これはどこにも書いていないではないかとおっしゃられれば、そういうことでございます。

したがって、紛争地域に銃を売るなど。その当時、銃は日本の輸出産品でございましたけれども、売るなという要請をしたことはあると思います。これは 1966 年とか、その辺の話でございますので、そんな古い話ではなくてとおっしゃられると、我々も余り心覚えがないのですけれども、確かに、昔、外為法を使って、そういう行政指導ベースで武器を輸出しないでくれと言っていた時期があると思います。

ただ、それが武器三原則という形で国会答弁で公になってからは、そういうものと

して輸出を申請される方には御説明をしていますし、ある意味で公開をしております。

鈴木主査 今はどうですか。手続だとか、仕組みだとか、公開だとか、そういう公表、周知、そういう問題について、これらを見直す必要というのは、あれば当然、見直しますという返事もあるだろうけれども、放っておくと見直さないといけないから、3年なり5年なりに1回、みんな、法律をよく洗ってみてくださいという言い分はどうですか。対象品目はわかります。対象品目でも、この承認品目の中に、これは国際条約でも何でもありません。

宮下貿易管理課長 承認の は、私のところになりますけれども、国際条約ではございません。

鈴木主査 これなどを決めるときの判断基準というのは、あり得ると思うのです。

宮下貿易管理課長 これは、農水省さんの要請に基づいてやっているわけでありませんが、いわゆる需給物資ということですので、まさに量の問題でございまして、農水省さんとは、実は毎年、これくらいの枠とか、むしろ農水省さんも政策の必要性で決めていかななくてははいけないわけです。それを私どもとしては、その枠をむしろ農水に、いただくというのも変ですけれども、決めていただいて、我々も実は、先ほど恣意的判断があるのかどうかという点で言うと、農水政策ですので、農水省さんのその決めに基づきましてやっていくということで、実は毎年やらなくてははいけないので、その都度、毎年、この辺についても、必要性も含めて、議論といいますか、そういうレビューということは当然やっていかななくては意味がないものですから、事実上としてやってはおります。

鈴木主査 要するに、定期であるか、不定期であるかは別として、見直しには適する問題ですね。一旦決めたら、これに決まったというのは、どうか。やはり見直しをするというのは必要ですね。

宮下貿易管理課長 その点については、私として、見直すといえますか、規制を1回入れて、農水省さんのために十年一日のごとく同じことをやるという考え方は私にはございませんし、まさに貿易は自由にやっていくべきと、もともとと思っています。

ただ、農水省さんのそうした政策で、必要なぎりぎりのところで農水省さんから要請されているので、これは実は、今、申しましたけれども、量を毎年決めなくてははいけないとかそういうことなので、通常は大体、春、4月に枠の設定とかをして世の中に公表して、そうすると、輸出した人が、その枠の中で輸出させてくれというふうに行くのですが、その枠を決めるという、毎年、必ずそういう手続を農水省さんとやっておりますし、その際、規制の必要性についても提出していただくというような事務的な。

鈴木主査 自動承認のような、届ければOKではなくて、総額の範囲内でコントロールされるわけですか。

宮下貿易管理課長 はい。基本的にはそういう構造になります。

鈴木主査 それは、また別な問題がありそうな感じがします。

宮下貿易管理課長 それは、農水政策としてどうやっていくかということではありません。

ただ、そういう意味で、今、申し上げたかったのは、見直しの必要があるかどうかという御質問でございましたので、私どもしても、勿論、こういう規制は適宜見直していくべきものと考えておりますし、ただ、事実上、実際の手続として毎年そういうことをやっておりまして、事実、規制の必要性というのを農水省さんにちゃんと書いてもらっているのです。

そういうようなことをやっていますので、事実上、見直しをやっているつもりではありますが、どちらかというところ、枠の設定という観点で農水省さんからヒアリングをしたりしているのです。そこは枠の設定だけでなく、規制の必要性についての毎年のレビューというようなことで位置づければ、むしろ意識的にそういうことかなという意識でやっていくべきことかなと思っています。

鈴木主査 我々の方も、定期的見直しというものはどちらかというところ、備忘録、メモみたいなもので、適宜の見直しだとか、必要に応じての見直し、あるいは条約に基づく見直しを当然否定するものではないけれども、それは当然の問題とした上で、お忘れではないですか。一遍、何年かに1回、うちの中は掃除してみましょと。それで要らないごみがあるかどうかというのは見直してみましょと。あるいは不具合なごみがある場所があるかはチェックしてみましょと。ここはそういう視点なのです。

原主査 だから、事実上やっぴらっしゃるようなので、もう少しうまい組立てにして、もっと明示的にしていただいとというふうな工夫はできそうに思います。

ほかの方々はいかがですか。

原主査 では、また追加で質問させていただくかもしれませんが、今日はどうもありがとうございました。